

厚木市立図書館条例施行規則第7条第4号の取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、厚木市立図書館条例施行規則（令和6年厚木市規則第3号）第7条第4号の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(基準)

第2条 厚木市図書館条例施行規則第7条第4号に掲げる館長が適当と認めるものは、次のとおりとする。

- (1) 厚木市が他の市町村と協定書を締結した広域利用に該当する者
- (2) 厚木市に2週間以上滞在する者
- (3) 厚木市に週3日以上通勤、通学、通院等する者
- (4) 相互貸借を実施している団体機関
- (5) 市内で活動している非営利団体

附 則

この基準は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。